

令和5年7月6日

各部長
各課長 } 様

総合政策部長

令和6年度予算編成における留意事項について（通知）

令和6年度予算編成については、下記の留意事項を踏まえて予算要求を行うこと。

記

1 社会経済情勢と本市の財政状況

物価高騰などの社会経済情勢の変化が、市民や事業者に多大な影響を及ぼしている中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」、いわゆる骨太の方針において、「『賃金と物価の好循環』に持続性を確保しつつ、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた消費・国内需要の持続的拡大が実現する『成長と分配の好循環』を目指す」としている。

また、地方財政については、骨太の方針2021において、「令和6年度までの間、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」と示されており、令和6年度においても地方一般財源総額については一定の水準が確保される見込みである。

このような中、市の財政状況においては、令和6年度予算編成方針の「1 市の財政状況」のとおり、現時点では安定した財政運営ができています。

一方、財政運営上の考慮すべき事項として、将来に向けた投資として、鶴ヶ島駅周辺地区のまちづくり・（仮称）西部中学校整備や、インフラの長寿命化など、投

資的経費の増加や物価高騰による経常的経費の増加が見込まれることなどが挙げられる。

また、団塊の世代が75歳以上になることにより、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金など、社会保障関連経費の伸びに要する一般財源負担の増加が避けられない状況である。さらに、デジタル化・脱炭素化・子育て支援等の施策も国や県の動向を注視しつつ、進めなければならない。

こうしたことに加え、一部事務組合への負担金についても、埼玉西部環境保全組合の埼玉西部クリーンセンターの建設に係る公債費や高倉クリーンセンターの解体等により、経費の増加が見込まれる。

限られた財源の中ではあるが、新たな財政需要や社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくため、既存事業の一般財源負担を圧縮すること等により、メリハリのある予算編成を行っていく必要がある。

については、予算要求に当たっては、全事業において必要性、緊急性、事業効果を公費により負担することの是非について検討し、発想の転換による創意工夫、部内調整の徹底等により予算要求を行うこと。

特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず整理の上、必要性の精査と検証を行うこと。

2 編成作業の基本事項

(1) 予算編成方針について

令和6年度予算については、予算編成方針に基づき、中長期的な視点に立った健全な行財政運営を土台に、“第6次総合計画前期基本計画の最終年度として計画達成に向けた事業の推進” “市民の健康と暮らしを守る支援” “将来を見据えた魅力ある投資”に取り組むこととしている。

(2) 「管理的経費」と「政策的経費」について

令和6年度予算においても、3か年実施計画と連動した本要求のみの編成作業とするほか、全事業（小事業単位）を「管理的経費」と「政策的経費」に分類し、それぞれの経費に応じて査定を実施する。

管理的経費は、経常的経費や内部管理的経費である。令和6年度予算に関しては、上限額は設けないこととするが、管理的経費の増額が政策的経費の財源を圧迫することを念頭に、真に必要な経費を計上すること。

政策的経費は、政策的議論を徹底する経費であり、第6次総合計画を推進する経費として、精査して要求すること。本経費については、全市的な優先順位の中で事業採択する。

今回の予算編成は、一般財源の総額から管理的経費に係る一般財源を差し引いた額が政策的経費の財源となる、という考え方に基づくものである。

(3) これまでの検討を活かすこと（通年予算）

事業内容の検討に当たっては、全事業において、各施策の現状と課題、通年予算として所管で進めてきた検討事項や通常業務の現状等を踏まえ、令和5年度の実績を令和6年度予算に着実に反映させること。また、令和4年度決算の状況を検証し、最も効率的かつ効果的な手法を検討し、真に必要な予算を要求すること。

(4) 前例踏襲による安易な予算要求は慎むこと

前例踏襲という固定観念から脱却し、全事業についてゼロベースの視点で見直すこと。現在本市が置かれている状況、今日の社会経済情勢、市民ニーズの変化等を的確に捉え、市民生活に真に必要な事業か、実績面、有効性、公平性、効率性、代替可能性など多面的な視点から、経費の縮減に努めることはもちろん、事業の休廃止や、執行体制の見直しなど、積極的かつ大胆な見直しを行うこと。

(5) 経常的経費の見直しと削減に努めること

本市の経常収支比率は、依然として高い水準にあり、物価高騰の影響から経常

的経費の増加が見込まれる。そうした中、高齢化の進行に伴う扶助費を始めとする社会保障関連経費の伸びに対応しなければならず、そのためには肥大化する経常的経費の見直しや削減が最重要課題となっている。

(6) 補助制度の活用

国や県の補助・負担事業については、国等の令和5年度補正予算や令和6年度予算編成の動向に細心の注意を払い、制度等の改正に時機を失することなく対応するとともに、国等の補助制度を積極的に活用すること。

特に、事業の進め方如何により補助制度が活用できそうな場合においては、補助制度が活用できるよう事業の見直しを積極的に検討し、特定財源の確保に努めること。

3 部長による部内調整の強化

今回の予算編成は、「一般財源の総額から管理的経費を差し引いた額が政策的経費の財源となる」という考えに基づいていることから、市の魅力ある施策を実施するためには、管理的経費をいかに圧縮するかが重要となる。

こうしたことを踏まえ、管理的経費については、部長のマネジメント機能を最大限活かし、要求すること。

また、新たな事業又は拡充する事業に関する予算の要求については、3か年実施計画を通じて政策的議論を経た上で判断するとともに、事業の見直しによって確保される財源により実施する等、各部が主体的かつ責任を持って事業の見直しを実施すること。

4 個別留意事項

(1) 総括的事項

ア 中長期的な視点から、一時的に費用負担が生じても、結果として投資を超える本市の魅力の向上や政策効果の発現につながるような事務事業、改善については、積極的に取り組むこと。

- イ 第6次鶴ヶ島市総合計画前期基本計画の重点戦略に資する事業については、積極的に検討すること。
- ウ 全事業において、行政の責任領域を改めて見直すとともに、事業評価等によるコストを意識し、従来の慣行にとらわれることなく、事務事業の必要性や効果等を十分検証すること。
- エ スクラップアンドビルドの原則の下、市民ニーズを踏まえた新規事業の提案、予算要求に努めること。
- オ 他課や他団体と関連する部分等があるものについては、予算要求時までには十分調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。
- カ 市議会及び監査委員から指摘のあった事項については、客観的な公益上の必要性について総合的な判断をした上で適切に対応すること。
- キ 令和4年度決算の状況や令和5年度予算の執行状況等を十分に分析し、不用額の縮減に取り組むこと。

(2) 公金事務の見直し

近年の低金利の継続や、金融機関のビジネスモデルの変化を背景に、指定金融機関より、これまで負担していた振込手数料、窓口収納手数料及び口座振替手数料について、市に負担を求められている状況である。このことから、振込のE B（エレクトロニックバンキング）化や、口座振替自動引落としへの切替えなど、振込件数の削減や支出の効率化に向け検討し、総コストの削減に繋げること。また、検討の結果、必要と判断される経費については、積極的に予算要求すること。

(3) 公共施設個別利用実施計画等に基づく計画的な施設管理

令和3年度に策定した鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画は、公共施設が目指すべき姿を設定し、今後の施設の再配置や大規模改修等、取り組む内容を定め、市民が真に求める公共施設を実現させるための重要な計画である。

各施設の再配置や大規模改修については、公共施設個別利用実施計画に基づき

計画的に実施するとともに、令和5年度から実施している「公共施設自主点検シート」の結果を参照した上で、必要な修繕・工事については、適切に予算要求すること。また、要求に当たり設計業務や監理委託に係る費用を適切に計上すること。

(4) 行政改革への取組

硬直した財政状況を改善して、事業に必要な費用や人員などの行政資源を捻出していくことが、市の将来像の実現に向けた最大の課題となっている。

このため、第6次総合計画前期基本計画に定める「政策7 経営的視点に立った市政運営」を踏まえ、予算編成に取り組むこと。

また、令和4年度に策定した「鶴ヶ島市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を踏まえ、デジタル技術を活用した行政サービスの効率化を推進すること。また、デジタル化の推進に当たっては、他課とも連携しつつ効率的な仕組みを構築すること。

(5) 環境負荷軽減への取組

昨年度策定した「鶴ヶ島市グリーン購入に係る基本方針」及び「鶴ヶ島市グリーン購入ガイドライン」に基づき、環境負荷軽減を考慮した予算要求に努めること。

(6) 義務的経費の抑制

ア 扶助費については、今後も増加が見込まれることから、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、特に市単独事業として上乗せ給付や助成を行っているものについては、その目的、効果を検証し、廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

イ 人件費については、定員適正化の取組と併せて、適切な課業分担や業務改善による効率的な業務執行を徹底し、超過勤務の抑制と時間外勤務手当の削減に努めること。

(7) 健康・福祉施策に対する予算措置

健康・福祉施策に関する事業費は、少子高齢化の進行等に伴い、確実に増加が見込まれることから、財政硬直化の大きな要因となっている。

ア 国民健康保険・介護保険等の特別会計に計上を予定する事業も含め、全事業において見直しを行うこと。

イ 安易な自己負担額の軽減措置などにより、過度の財政負担を招くことがないよう、常に受益者負担適正化の視点に立ち、適正水準の検討を行うこと。

(8) 会計年度任用職員・再任用職員・定年延長職員の適切な任用

会計年度任用職員等については、人事課との協議を進める中で、真に必要とされる任用形態・人数等について抜本的な見直しを行い、最少の人員及び時間に抑制して予算要求すること。

また、デジタル化による業務効率化に伴い、会計年度任用職員の人数や時間を精査すること。これらについては、年度ごとに見直しを徹底すること。

なお、正規職員数の減は事業の見直しにより対応することとし、安易に会計年度任用職員で補うことを想定しないこと。

また、退職地方公務員の雇用と年金受給開始を確実に連携するための再任用制度及び定年延長の効果的な活用を積極的に検討すること。

(9) 補助金及び交付金の適正化

補助金及び交付金については、時代・状況の変化を踏まえ、その目的、必要性、効果等について十分な精査と検証を行った上で、廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。また法定を除き、終期を設定すること。

ア 団体等の運営費、奨励的な補助金について

一般補助から指定補助への見直しを行うこと。その際、補助金交付団体と調整を徹底すること。

イ その他の補助金について

所期の目的を達成したもの、補助効果の薄いもの等については、積極的に廃

止するか事業の終期を設定すること。

ウ 補助金の新設について

緊急な行政課題により、やむを得ず新設する場合を除き、原則として補助金の新設は認めないこととする。

(10) イベント及び関係団体の事業の見直し

イベント及び市が事務局を務める関係団体の事業については、職員の関わり方を含め、将来を見据えて、統合・廃止を積極的に検討すること。また、実施の目的を再度検証し、地域参加、企業参加などによる新たな開催方法の導入、経費負担について参加者負担等も取り入れるなど、行政主体から市民主体へと運営方法の転換を図ること。

(11) 特別会計の自立性・健全性の確保

国民健康保険特別会計を始めとする特別会計については、一般会計との負担区分を明確にし、安易に一般会計からの繰出金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、特定財源の獲得、自主財源の確保、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努め、一般会計からの繰出金を最小限にとどめること。

(12) 一部事務組合負担金の適正化

一部事務組合の事業運営については、安易な地方債の発行や構成市町からの負担金に依存することのないよう、他の構成団体と連携して組合財政の健全性の確保に努めること。